



## 理事の競業禁止について

## Question



当組合は資材の共同仕入れを行う建設事業者の組合ですが、組合員の1社で、建設業の他に建設材料販売を行っている組合員は組合の理事になれないと聞きました。それはなぜでしょうか。

## Answer

資材の共同仕入れを行う建設事業者の組合で、建設材料販売も経営している組合員が理事となった場合、組合の資材の販売価格を知り、自社の建設材料での販売価格をコントロールして、組合の事業を不利に陥れるおそれがあるため、組合の資材共同仕入れと実質的に競争関係にある組合員は理事になれません。

中小企業等協同組合法（以下「中協法」）第37条は、組合の正常な業務運営を確保するため、役員の内職について、一定の関係に立つことを禁止することを規定したものです。

**(参考) 中小企業等協同組合法抜粋**

**(役員の内職禁止)**

**第37条** 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

**2** 左に掲げる者は、その組合の理事となつてはならない。

一 組合の事業と実質的に競争関係にある事業であつて、組合員の資格として定款に定められる事業以外のものを行う者（法人である場合には、その役員）

二 組合員の資格として定款に定められる事業又はこれと実質的に競争関係にある事業を行う者（第7条第1項又は第2項に掲げる小規模の事業者を除く。）であつて、組合員でない者（法人である場合には、その役員）

中協法第37条2項は、理事の競業禁止についての規定であり、理事は、理事会を

構成して組合の業務の執行を決定し、あるいは代表理事となって決定された業務を現実に執行しなければならない地位にあります。このような組合運営の首脳部の地位にある理事が、組合事業又は組合員資格事業と実質的に競争関係にある自己の事業を行っているときは、組合の業務運営を自己の立場から不利に陥れ、正常な組合の発達を妨げる結果となるおそれがあります。

これを防止するため、一定の競争関係にある者については、組合の理事となつてはならないものとしています。ただし、監事に就任することは差し支えありません。なぜなら、監事は組合の業務執行に直接関係しないからです。

ここでいう組合の事業とは、組合が現に行っている事業または組合が行うことを具体的に決定した事業をいい、定款に組合の行いする事業として規定されている事業のすべてをいうものではありません。

また、実質的に競争関係にある事業というのは、両者が同一市場において現実に競争関係にあり、一方が伸びれば他方が食い込まざるを得ないという関係にある事業をいいます。営業の地域が異なれば実質的競争関係にはないとする説もありますが、交通・通信の発達した現在、地域が異なるというだけでは実質的に競争関係にないとはいいきれず、接近している場合には実質的に競争関係にあることが多いです。

株式会社の取締役の競業避止義務においては、取締役は競業他社の取締役になつても差し支えないと解されていますが、組合の理事の競業禁止にあつては、競業する他の法人の理事となることも禁じられていると解されます。